(b)　各会計年度における欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計が１に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(c)　各会計年度における欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計が１に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

4　(a)　この款の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、１に定める条件が満たされた(c)に定める公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(b)　この款の規定の適用上、日本国の税関当局は、この款の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(i)　会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(ii)　十一年目から十五年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(c)　この款の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i)　各月の初日から十日までの期間

(ii)　各月の十一日から二十日までの期間

(iii)　各月の二十一日から末日までの期間

5　(a)　１の規定にかかわらず、日本国は、十一年目から十五年目までの各年について、四半期における欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前款３の規定に従ってこれらの産品の関税を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、四半期におけるこれらの産品の輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この５に定める条件が満たされる場合には、同款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i)　十一年目から十四年目までについては、二十パーセント

(ii)　十五年目については、十八パーセント

(b)　この５の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、１(k)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(c)　１の規定にかかわらず、日本国は、十一年目から十五年目までの各年について、欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の輸入数量の合計が１(k)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における欧州連合からのこれらの産品の輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める九十日の期間の満了の日又は３に定める期間の満了の日のいずれか遅い日まで、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

6　日本国は、十五年目の後については、連続する四年間この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をＳＧ１＊品に対してとらなかった場合には、当該産品に対してこの款の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。ＳＧ１＊＊品についても、同様とする。

7　１の規定にかかわらず、日本国は、欧州連合からのＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品の自国への輸入が衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三十六箇月を超える期間停止された場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四十八箇月間は、欧州連合からのこれらの産品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。欧州連合からのこれらの産品の輸入が停止された場合において、自然災害（例えば、厳しい干ばつ）により欧州連合におけるこれらの産品の生産力の回復が妨げられるときは、欧州連合からのこれらの産品に対して日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、六十箇月とする。

8　日本国は、ＳＧ１＊品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

9　一年目が十二箇月未満である場合には、１(a)の規定の適用上、一年目において適用される発動水準については、四万三千五百メートル・トンに、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第三款　豚肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款２の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ２」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ２品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目及び二年目については、日本国は、６に規定する場合を除くほか、各年における欧州連合からのＳＧ２品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ２品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十二パーセントを超える場合に限り、ＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　三年目及び四年目については、日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのＳＧ２品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、ＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c)　五年目及び六年目については、次のとおりとする。

(i)　日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の基準価格（注）以上の価格で輸入されるＳＧ２品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのそのようなＳＧ２品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、そのようなＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

注　この(c)及び(d)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(a)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二一、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二一、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九二、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類される原産農産品については、一キログラムにつき三百九十九円

(b)　関税分類番号〇二〇三一一・〇三〇、〇二〇三一二・〇二〇及び〇二〇三二一・〇三〇の品目に分類される原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(ii)　日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、そのようなＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)　五年目については、六万三千メートル・トン

(B)　六年目については、七万千四百メートル・トン

(d)

(i)　日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品の輸入数量の合計がその前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのそのようなＳＧ２品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合に限り、そのようなＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(ii)　日本国は、各年における欧州連合からのＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、そのようなＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)　五年目については、七万千四百メートル・トン

(B)　六年目については、七万九千八百メートル・トン